

2011年度 法科大学院 前期入学試験 既修コース型入試

(法務研究科)

(科目名:商法(会社法))

2010年9月26日(日)

次の問題を読んで、下記の設問1及び設問2について、あなた自身の結論とその理由を述べなさい。

【問題】

甲株式会社は、公開会社(会社2条5号)であって、会計監査人設置会社(会社2条11号)ではない会社であり、かつ委員会設置会社(会社2条12号)ではない会社である。

甲会社の事業年度は、定款の定めにより、毎年4月1日に始まりその翌年の3月31日までとされている。

甲会社は、定款の定めにより、第5期事業年度の途中において、株主総会の決議によることなく取締役会の決議により、金銭による中間配当(以下、「中間配当」という。)を行った。

当該中間配当の後である同事業年度の下期に当たる時期に、米国の経済が急激に冷え込み、その影響を強く受けてこの時期に甲会社の業績は急降下した。

第5期事業年度に係る期末決算では、欠損(分配可能額がマイナス)という結果になった。第5期事業年度に係る定時株主総会(会社438条)では、第5期事業年度に係る期末配当を行わないことが承認された。

【設問1】

中間配当を株主総会の承認によることなく取締役会の決議により行うことは、会社法に定める剰余金の配当の手続上、違法ではないのか。

【設問2】

中間配当を行うため臨時計算書類(会社441条)を作成して中間配当を行えば、期末決算の確定時に分配可能額がマイナスになったとしても、取締役は決算確定時に欠損が生じた場合の責任(会社465条)を問われることはないのか。

問題の趣旨

一【設問1】は、株式会社の機関の設置強制について、その理解度を問う問題である。

問題に掲げる手続に違法はない。

1 公開会社は取締役会の設置が強制される(327条1項1号)。これは、公開会社は、不特定多数の者が株主になると想定されているため、業務執行手続を厳格化する必要があるためである。

2 剰余金の配当は株主総会の決議によるのが本則である(454条1項本文)ところを、取締役会設置会社は、1事業年度の途中において1回に限り、定款に定めることにより、取締役会の決議によって金銭による剰余金の配当を行うことができる(454条5項)。これは、期末決算を経て行われる配当と合わせて、金銭による年2回の配当という実務慣行を尊重したものである。

3 大会社は会計監査人を置かなければならない(328条)。大会社は、利害関係人が多様・多数で、取引金額も大きいであろうことから、社会的にその影響が大きいと予想され、しかも会計が高度化・複雑化しているため、会計専門家である会計監査人による会計監査が必要だからである。会計監査人設置会社であって会社法459条1項柱書に定める一定の要件を満たす会社には、会社法459条(剰余金の配当等を取締役が決定する旨の定款の定め)の適用がある。

しかしながら、公開会社だからといって大会社(2条6号)とは限らず、委員会設置会社ではない従来型のタイプの会社であって大会社でなければ会計監査人の設置は強制されない。それに、甲会社は任意に会計監査人を置く会社でもない。したがって、甲会社には、会社法459条の適用はない。

4 会社法459条の他に会社法454条5項が規定されており、甲会社には第459条の適用はないが第454条5項の適用があり、このような会社の場合に、金銭による中間配当を取締役会の決議により行うことは法の認めるところである。

二【設問2】は、期末決算の確定時に欠損が生じた場合の取締役の責任を問う問題である。

臨時計算書類を作成して中間配当を行っても、取締役は決算確定時に欠損が生じた場合の責任を問われることはあり得るが、職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明して責任を免れることができる(465条1項柱書ただし書)。

1 会社法465条の責任は、本来処分可能な分配可能額の範囲内で剰余金の配当等をしたにもかかわらず、当該事業年度に生じた事業損失等によって、期末に欠損が生じてしまった場合、すなわち業務報行者(462条1項柱書かつこ書参照)が当期の業績の見通しを誤り、中間配当などをした事業年度の末日に、配当可能利益がない状態を生じさせてしまったことについての責任である。

この責任は、債権者との関係では本来処分可能な分配可能額の範囲内で剰余金の配当等をしていて、つまり、債権者とは無関係に、当該事業年度の損益状況の予測を誤り、次年度以降に剰余金の分配をすることができない財産状況にしてしまった業務執行者が株主に対して負う責任である。

債権者との関係が問題となる「会社財産の払戻時における責任」については免除することができない（462条3項本文）のと異なり、第465条の場合は、債権者と無関係に株主が処分可能なものであり、この場合の業務執行者の責任は株主に対して負うべき責任であることから、その責任は総株主の同意によって免除することができる（465条2項）。

2 臨時計算書類の作成等をした、つまり臨時決算を行ったということは、事業年度の途中である臨時決算日までの期間損益の利益の額（461条2項2号イ・5号）と、同期間に自己株式を処分した場合の対価の額（同項2号ロ）を、分配可能額に加減することができる（461条2項柱書）ということであって、臨時決算日後についての過失による予測の誤りを免責するものではない。

3 第465条に定める取締役の期末欠損てん補責任の支払義務の額は、決算確定時（438条2項）における分配可能額のマイナス相当額と、株主に対して払戻しをした額とのいずれか小さい額である（465条1項柱書）。

本件では、一般的には、第4期事業年度の決算確定時（甲会社は事業年度末が3月末の会社であるから6月総会と推測される）から第5期事業年度の決算確定時までの会社財産の社外流出が問題となる。そして、9月末を臨時決算日とすると、10月以降に社外に流出した会社財産の額が主として問題となる。10月以降に第465条1項各号に該当する行為が発生しないようにすれば、この期末欠損てん補責任は生じない。

4 臨時決算日後の業績見通しに誤りがあれば、取締役の期末欠損てん補責任が問題となり得るが、本件の場合は、この下期に米国の経済が急激に冷え込んだ影響を強く受けて甲会社の業績は急降下したというのであるから、その事実以外には特に自己に不注意がなかったことを証明できれば、甲会社の取締役は期末欠損てん補責任を負わない（465条1項柱書ただし書）。

（以上）